

タイトル

中国における「世界人権宣言」第2条1項、同宣言第9条及び「市民的及び政治的権利に関する人権規約(B規約)」違反

本文

中国メディアによると、上海にある専門学校「上海震旦職業学院」の女性教師 S.G.さんが、2021年12月14日に行った授業で「南京大虐殺の犠牲者が30万人だったというデータの裏付けはない」と、中国政府の見解を疑問視する発言をしたうえで「永遠に憎しみ続けるべきではなく、戦争がなぜ起きたのかを、改めて考えることが重要だ」などと強調したとのことである。

その後、この授業の動画がインターネット上で拡散すると「無知で恥知らずだ」などという批判が相次ぎ、学校側は、社会に悪影響を与えたとして、この教師を除籍処分にしたと、16日に発表した(参考資料①)。

南京事件の犠牲者数をめぐっては、日本と中国の間で議論があり、日本政府は、具体的な人数の特定は困難だとしている(参考資料②)。中国共産党の機関紙『人民日報』は SNS 上で、この教師を模範的でない人物などと厳しく批判し、異論を許さない姿勢を示している(参考資料①、③)。

さらに中国湖南省の女性教員 L.T.さんが、この主張を SNS の投稿で支持したのを問題視され、中国当局に拘束されたと香港メディアなどが報じた。この女性教員はその後、精神科病院に強制入院させられたとして批判が広がっている。

除籍された S.G.さんは、学生が撮影したとみられる授業の動画がネット上に出回ったことがきっかけで学校側から除籍処分とされた。L.T.さんは「授業に問題はない。問題があるのは、動画を作成した学生や除籍処分した学校だ」と擁護していた。

L.T.さんは投稿後、当局に入院を迫られ、助けを求めていたという。湖南省の当局は12月24日、L.T.さんには精神疾患があり、病状が悪化したため、親族の意向で入院していると説明した。「不適切な発言」があったとして調査する方針も示した(参考資料④)。

これらの一連の事件は、国連人権宣言第2条1項の「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての

権利と自由とを享有することができる。」との規定に反し、意見による差別に該当する。

「市民的及び政治的権利に関する人権規約(B 規約)」第 18 条 1 項の「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」にも反している。

また、発言した S.G.さんに対する除籍処分及び、この教師をかばう発言をした L.T.さんに対する精神病院への隔離は、世界人権宣言第 9 条の「何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。」との規定違反でもある。

我々は人権理事会が次のことを中国政府の要求するように要請する。

中国政府当局は、世界人権宣言及び自由権規約の関連規定に基づき、S.G.さん、L.T.さん両名に対するこれらの違反行為を速やかに是正し、拘束を解き、その言論と表現の自由を認め、職場へ復帰させること。

*被害者の名前はイニシャルで記した。

参考資料

- ① 『 NHK NEWS WEB 』 (2021 年 12 月 17 日)
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211217/amp/k10013392871000.html>、2022 年 1 月 10 日アクセス。
- ② 「南京事件」に対する日本政府の公式見解の中では、犠牲者数について以下の見解が示されている。「日本政府としては、日本軍の南京入城 (1937 年) 後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないと考えています。しかしながら、被害者の具体的な人数については諸説あり、政府としてどれが正しい数かを認定することは困難であると考えています」(『外務省ホームページ』平成 30 年 4 月 6 日)。また、アイリス・チャン(Iris Chang)の『レイプ・オブ・南京(The Rape of Nanking)』の内容はねつ造された部分が多く歴史的資料としての信頼性に欠けた、中国側の宣伝謀略文書であることは、学問的研究により明らかになっている(東中野 修道、小林 進、福永 慎次郎『南京事件「証拠写真」を検証する』草思社、2005 年)。
- ③ 南京虐殺記念館初代館長で中国抗日戦争史学会副会長である朱成山(Zhu Chengshan)は、2021 年 12 月 17 日のインタビューで、除籍処分となった女性教師 S.A.の見

解に対し逐一厳しく反論したと報じられている(『環球網』(2021年12月17日、<https://3g.163.com/news/article/GRF31MP700019K82.html>、2022年1月10日アクセス)。朱はかねてから、「南京大虐殺は極東国際軍事法廷において早くから確定された歴史的事実だ」などと主張している(『共産黨員網』(2014年12月12日)、<https://news.12371.cn/2014/12/08/ARTI1418009285668578.shtml>、2022年1月10日アクセス)。

- ④ 『読売新聞オンライン』(2021年12月24日)、<https://www.yomiuri.co.jp/world/20211224-OYT1T50224/amp/>、2022年1月10日アクセス。